

右の者らに対する宅地建物取引業法違反各被告事件について、昭和五五年九月二十四日福岡高等裁判所がした判決に対し、福岡高等検察庁検事長青山春樹から上告受理の申立があつたので、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

本件申立にかかる各被告事件の上告を受理する。

昭和五五年一月一一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	谷	口	正	孝
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	本	山		亨